

## 電子図書館における著作権典拠管理ファイルの機能に関する一考察

著者	北 克一, 村上 泰子
巻	40
ページ	23-35
発行年	1998-07
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/6437">http://hdl.handle.net/10112/6437</a>

# 電子図書館における著作権典拠管理ファイルの機能に関する一考察

北 克一 (大阪市立大学)

村上 泰子 (梅花女子大学)

## 目 次

- 1 はじめに
- 2 電子図書館と著作権処理モデル
  - 2.1 電子図書館
  - 2.2 電子図書館と著作権
  - 2.3 著作権処理モデル
- 3 狭義の電子図書館と著作権典拠管理ファイル
  - 3.1 「図書館=コンテンツ著作権プロバイダー」の場合(ケースa)
  - 3.2 「図書館=利用者」の場合(ケースb)
  - 3.3 図書館利用者の範囲
  - 3.4 利用の形態
  - 3.5 著作権典拠管理ファイルの必要性
- 4 著作権典拠管理ファイルと利用管理
  - 4.1 著作の構造
  - 4.2 電子図書館における著作
  - 4.3 著作権使用契約に基づく利用管理と課金情報管理
- 5 おわりに

### 1 はじめに

情報のデジタル化とネットワーク環境によって、情報への多様なアクセスおよび利用の形態が次々と提案され、実用化が進められている。このような変化の中で、コピーやダウンロードが容易である、コピーによる劣化がない、これまで以上に多様な改変が予想される、といったデジタル情報に固有の性質や、ネットワークという利用環境が、著作権処理に新たな問題を投げかけている。<sup>1)</sup>

電子図書館システムにおいても、デジタル情報をネットワーク上でやりとりする場合には、著作権処理は避けて通ることのできない重要な問題である。<sup>2)</sup> 本稿では、電子図書館における著作権処理モデルについて、主として著作権典拠管理ファイルの機能面から考察する。

### 2 電子図書館と著作権処理モデル

#### 2.1 電子図書館

図書館は従来、外部において作成された各種媒体資料を収集し、組織化した上で提供することを主たる機能としてきた。しかしながら今日、図書館と図書館、あるいは図書館と外部情報源とがネットワークによって接続され、情報自体のデジタル化も進むにつれて、外部二次情報源へのアクセ

ス手段の提供、外部データベースのデジタル・コンテンツの提供、内部情報のデジタル化に関わった生成環境の提供、組織化、発信などが図書館の新たな機能として注目されるようになってきた。図書館の側から「電子図書館」という言葉を用いる際にイメージされるのはこのような図書館像であろう。

一方、「電子図書館」という言葉は多様な解釈のもとに使用されており、明確な定義は存在しない。<sup>5)</sup> たとえば前述のように従来の図書館機能の拡張として用いられる場合もあれば、出版社などの立場からネットワーク上でのデジタル出版を想定して用いられるような場合もある。また、インターネット情報源をこのように呼ぶこともある。これらの共通項を探していくと、主として次の3つの要件を兼ね備えたものとして用いられているようである。

- 1) メディアのデジタルへの収束、すなわちキャリアのコンピュータ・ファイルへの一元化。
- 2) ネットワークを介したインタラクティブな利用性の提供。
- 3) ネットワーク上のコンテンツ提供サーバの分散性。

このような特性を備えた電子図書館はネットワーク上に無数に存在している。これらは全体をバーチャルなメタ電子図書館ととらえることも可能であるし、ひとつの電子図書館から他の電子図書館の必要部分（部分集合）のみをリンクし、利用可能としたものとも考えることもできる。視点の置き方や範囲の設定によって多様なとらえかたが可能である。

本稿ではこのような電子図書館ということばに、狭義と広義の二重の意味を与える。すなわち狭義の電子図書館を、現在の図書館のハイブリッド型とし、この狭義の電子図書館に出版社、取次書店、データベース・ディストリビュータ、新聞社、放送局など、図書館の周縁で電子図書館機能を持つものまで包含したものを広義の電子図書館と定義する。

## 2.2 電子図書館と著作権

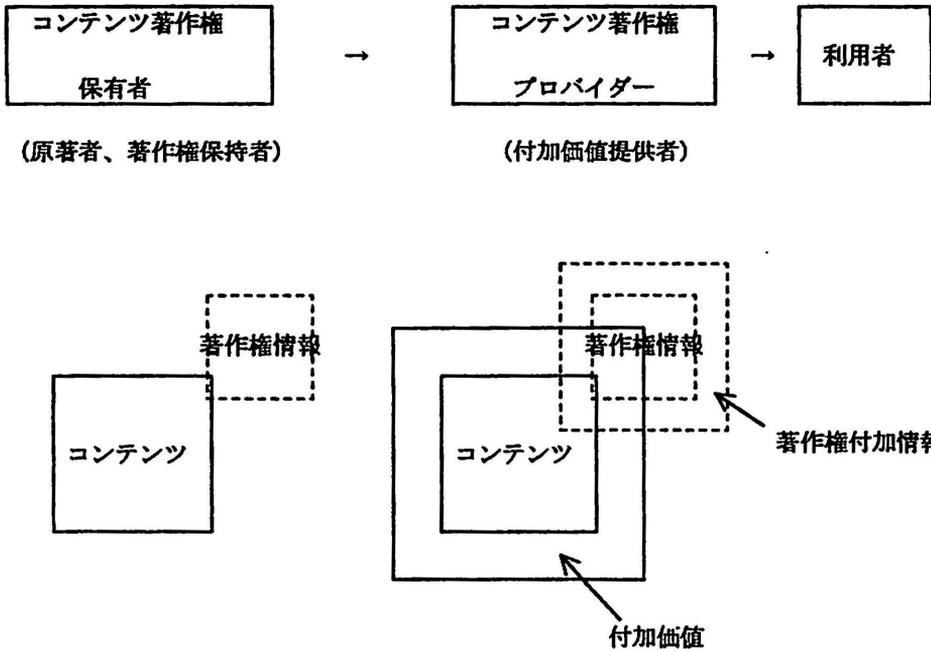
電子図書館における著作権問題については、法制面、電子技術面等様々な分野から数多く言及されている<sup>6)</sup>。電子図書館システムのコンテンツを充実させ、また利用者に大きな負担をかけることなく利用できるようなものにしていく上で、大変重要な問題である。

デジタル情報の提供に際しては、利用者ごとに、またコンテンツごとに提供の形態や著作権上の利用制限が異なることが考えられる。図書館とコンテンツ提供者の間で交わされる契約形態も、複数館での共同契約、契約範囲外の利用者に提供する際の別途料金制、他館に所属する利用者への提供も含めた使用権概念の導入など、これまでにはなかった形態を含めて、多様な広がりを持つであろう。<sup>5)</sup> これらの条件を提供や契約更新時にその都度参照して運用することは不可能であると言わざるをえない。これを管理し、維持していくためのシステムとして、3.5で詳述する著作権典拠管理ファイル<sup>6)</sup>の導入が必要となる。<sup>7)</sup>

## 2.3 著作権処理モデル

先に定義した広義の電子図書館を、デジタル・コンテンツの流通に即して大まかにとらえると、図1に示す3つの役割が浮かび上がる。

図1 コンテンツと著作権情報流通モデル



コンテンツ著作権保有者とは、デジタル・コンテンツの著者、作者、編集者、あるいはそれらの人から権利の譲渡を受けた出版者などである。<sup>8)</sup> コンテンツ著作権プロバイダーとは、著作権保有者から得たコンテンツを広く流通させる役割を担う者で、データベース・プロバイダーなどがこれにあたるが、ネットワークの発達によって、コンテンツを広範囲にすばやく流通させることが容易になったことから、著作権保有者がプロバイダーを兼ねる場合も考えられる。利用者には、何らかの組織としての団体利用者—たとえば図書館—および直接のエンドユーザー—とが考えられる。さらに図書館自身を利用者とする、その下流に図書館利用者であるエンドユーザーが存在する。これら二種類のモデルが考えられる。

「コンテンツ著作権保有者」と「コンテンツ著作権プロバイダー」の間、「コンテンツ著作権プロバイダー」と「利用者」の間には「ネットワーク・プロバイダー」が存在するが、ここでは著作権に関わる問題を明確にするため、開域/閉域ネットワークの種別を問わず、ネットワーク・プロバイダーの役割をモデルからは排除している。<sup>9)</sup>

著作権処理モデルを想定するとき、「コンテンツ著作権保有者」「コンテンツ著作権プロバイダー」「利用者」相互のデジタル・コンテンツ流通時に、それぞれのコンピュータ間で交換される必要のあるデータ要素は何かを考えておく必要がある。以下、このデータ要素について通信レベルの層は割愛して、アプリケーション・データのレベルで考える。

3 狭義の電子図書館と著作権典拠管理ファイル

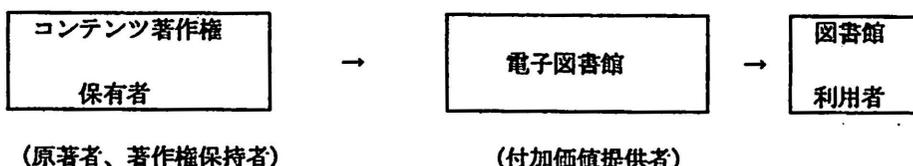
3.1 「図書館=コンテンツ著作権プロバイダー」の場合 (ケース a)

広義の電子図書館を描いた前章のモデルにおいて、狭義の電子図書館がとりうる位置は2点存在する。そのひとつが「コンテンツ著作権プロバイダー」の位置である。この場合、図書館はシステ

ムをも提供する仲介者であり、サーバ、検索システム、ネットワーク・アクセス手段の提供などの設備・システムの設置・維持を行う。また、利用者教育、代行検索などの付加価値業務が加えられることもある。また、複数の検索システムの統合、マルチメディア記述情報とコンテンツ再生のための属性情報の規則化<sup>10</sup>も今後重要なサービス機能となろう。これは次のケースbにおいても同様に必要となるであろう。

図2 ケースaの流通プロセス

図2 ケースa

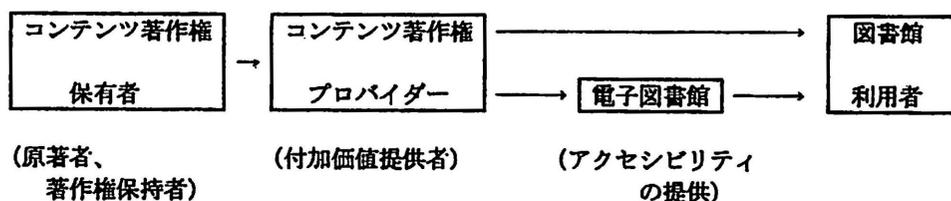


### 3.2 「図書館＝利用者」の場合（ケースb）

もうひとつは、狭義の電子図書館が利用者に位置するケースである。このケースでは、「利用者」の下流にさらにエンドユーザー（図書館利用者）が存在している。この場合図書館は、すでに実施している外部商用データベースへのアクセス提供を利用者の自己負担で行っているのと同様の位置を占める。図書館は仲介者である。利用者教育や代行検索などについてはケースaと変わらない。

図3 ケースbの流通プロセス

図3 ケースb



### 3.3 図書館利用者の範囲

上記のいずれの場合も利用者の範囲が問題となる。館種によって検討を進める。大学図書館、専門図書館、学校図書館などでは、通常の利用者はその組織構成員であるから、コンテンツ提供者側からは利用者の規模等が推定可能である。公共図書館では、利用者は「職・学・住」の原則が一般的であり、その図書館の利用登録者が範囲として考えられる。ただし、近隣図書館との相互利用方式などを導入した場合は、別途の問題が派生する。大規模な都道府県立や国立国会図書館となると潜在的利用者の範囲は膨大なものとなり、実際の利用者との間の実数比率をどう調整するかの乖離が大きい。

### 3.4 利用の形態

では、仮に利用者の範囲を特定できたとして、実際の利用の形はどうなるであろうか。最初に大学図書館を例として考察を進める。大学図書館内での利用、学内LANからの利用は、自館の利用者としてアクセスを許可して問題はない。課題は、自館の利用者に大学外部—たとえば、自宅—からのアクセスを提供する場合である。第一段階として、本人であることの認証はIDとパスワードの組み合わせで行うことになる。第二段階は、デジタル署名による本人認証技術の導入が考えられる。<sup>11)</sup>

次に、極端な話として利用者が限定出来ないほど大規模な図書館等では、どうすればよいであろうか。ネットワーク・アクセスに対して課金制度導入を前提として結論から述べれば、インターネット上の各種デジタル商品—たとえば、コンピュータ・プログラムやゲーム・ソフトなど—の取り引きと同様の仕組みが考えられる。第一は暗号化技術を採用したクレジット・カードの利用であり、匿名性をも保証する第二段階は暗号キー、電子署名、電子キャッシュの導入が考えられる。<sup>12)</sup>

### 3.5 著作権典拠管理ファイルの必要性

狭義の電子図書館がコンテンツ著作権プロバイダーの位置にある場合、利用者の位置にある場合ともに、図書館はその両側との間で双方向に処理を実施することが必要である。この運用を円滑に進める上で、著作権典拠管理ファイルを持つことが必要である。

たとえば「ある図書館がコンテンツ利用契約を著作権保有者と結んだ」と仮定する。この契約条件は、コンテンツごと、また相手著作権保持者ごとに異なるであろう。したがって、図書館側では、どのコンテンツについてどのような契約を交わしたか管理しておかなければならない。

インターフェースとしては次のようなものが考えられるであろう。

たとえばある利用者が電子図書館にアクセスし、簡易画像、マスキング画像、文章の一部などを入手し、情報要求の判断をする。結果、利用者がコンテンツのある部分を利用するために入手しようとしたと考える。システム側はまず、利用者のユーザーIDなどのログイン情報をもとにその属性データ（大学図書館などであれば、教職員か、学生かなど）を獲得する。次に、いま要求されているコンテンツの利用条件データを入手する。そしてこれらの二つのデータをマッチングさせることにより、画面上にそのユーザーに当てはまる課金情報を含む利用条件を提示する。ユーザーはその利用条件を読み、条件に同意すれば承諾情報を送信する。承諾の情報を得たシステム側は、コンテンツの送信命令を実行し、もし課金条件が付帯していれば、そのコンテンツの著作権管理情報を参照し、指示された方法で利用者への課金完了する。利用者には支払いがなされた旨の領収データと要求単位の情報を送信する。

なお送信されるコンテンツは先の情報が部分情報であったときは全体情報を送信する—たとえば、文章の一部と全体—、マスキング情報であったときは「鍵」を送付することになる。また、情報の不正な二次使用を防止、追跡するために送付情報には、「電子透かし」を挿入しておく。<sup>13)</sup>

## 4 著作権典拠管理ファイルと利用管理

この章では、まず著作権典拠管理の対象となる著作物の単位と著作の構造について把握したのち、電子図書館において著作を扱う際の問題を主として「版」の方向から検討する。そして電子図書館における利用管理の方法と課題について取り上げる。

### 4.1 著作の構造

前章で述べたような著作権典拠管理を実施するにあたっては、第一にその対象となる著作物の単位を把握しておくことが必要である。ここでいう著作物とは、著作権法第二条において定義されるところの「人の思想や感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術、音楽の範囲に属するもの」である。具体的には言語著作物、音楽著作物、舞踏・無言劇の著作物、美術的著作物、建築著作物、図形著作物、映画著作物、写真著作物、プログラム著作物が例示されているほか、編集著作物としてデータベースも挙げられている。

では著作権管理の対象として、著作の構造はどのようにとらえるのが適切であろうか。言語の著作物を例にとって考えてみる。

たとえばここに1個の言語著作物があったとしよう。その著作物の内容に著者自身が改訂を加えた場合、改訂の加えられた著作物は先の著作物とは異なるものとして識別して管理する必要が生じる。これは著者の抽象的概念としての「著作」に加えられた変更であり、これについて従来図書館の記述目録においては「版」の違いとして把握されてきた。

他方、内容的には全く同じであったとしても出版社等がレイアウトなどに変更を加えたような場合、「版面権」のような権利<sup>14)</sup>が主張される可能性があり、この場合にもとの著作物とは別のものとして管理する必要が生じる。これは抽象的概念に具体的なかたちを与えたものとしての「容器」に対する変更、あるいはそのバリエーションとしてとらえることができよう。しかし、記述目録法においては、これをも「版」の違いとしてとらえており、前記の「版」との識別性が薄い。

また、もとの著作に脚注・監修・校閲などの編集作業が加えられた場合にも、著者自身が内容を変更したのとは別の次元で管理する必要がある。もれはもとの著作に付加価値を付けた二次的著作物と考えられる。

このように著作物は根本に「著作」と「容器」という二重の構造をもっており、著作権の管理に際しては第一にこの二重構造を組み込むことができなければならない。これは、抽象的概念である「著作」に対して具体的な形が付与された「モノ」どうしが区別されなければならないのと同時に、それらがいずれもその「著作」から派生していることが分かること、すなわちもとの「著作」をたどることができなければならないことを意味している。

この問題を解決する上では書誌コントロール論の考え方がひとつの参考になると思われる。それは書誌コントロール論において「書誌単位」をどのようにとらえるかがたえず重要な問題のひとつとして問われてきたからである。<sup>15)</sup>

一般に図書館の目録（記述目録）には二つの機能があるとされる。<sup>16)</sup>ひとつは「利用者の要求する図書を、図書館が所蔵しているのかどうかをすばやく見つけ出す」機能であり、もうひとつは「図書館がある著者のどの著作を、またある著作のどの版や翻訳を所蔵しているのかを明らかにする」機能である。先に述べた抽象的概念である「著作」とそれを中心とする派生物の一群（「著作ファミリー」のようなもの）を把握するためにはこの後者の機能が必要である。しかしWilsonが指摘するように、現行の目録規則ではこの2番目の目的は十分に果たされていない。<sup>17)</sup>

現行の目録規則を見たとき、2番目の目的に関わっているのは主として「統一タイトル」であろう。<sup>18)</sup>「統一タイトル」は英米目録規則においては「種々のタイトルで刊行されている著作を、目録する上で、識別するための特定のタイトル」、「ある著作、作曲者、もしくは団体の複数著作、もしくは複数著作からの抜粋などからなる出版物、たとえば全集、特定の文学または音楽形式の複数著作を1箇所に集中するために使用される慣用的な総合タイトル」と定義されている。「ある著作がさまざまなタイトルで刊行される場合、統一された著作名の下に目録記入を目録中の1か所

に集中する」ことを目的としている点で、「著作ファミリー」の把握に通じる性質を持っている。しかしながら、統一タイトル典拠管理ファイルにおける標目すなわちヘディングは、リニアな記述構造と記述順序の規則、それを実際に記述する際には区切り記号法が定められているにすぎない。参照も単に統一タイトルとして選ばれたものと選ばれなかったものとの間に「関係がある」ことを示す平板な構造にすぎず、「どのような」関係があるのかを示すものではない。<sup>19)</sup> これでは本来N次元に展開されるべき様々なベクトルを持つ著作間の関係をとらえることは不可能であり、著作のファミリーを十分に把握することはできない。<sup>20)</sup>

このような著作の構造に対応するためには、多様な著作変遷構造が必要であると考えられる。これについてはたとえばTillettによって、MARCレコードに派生関係、全体一部分関係、順序関係などの著作間関係に関する多様なリンクを導入することが提案されている。<sup>21)</sup>

## 4.2 電子図書館における著作

多重なリンクによって「著作ファミリー」を管理するという試みを電子図書館において実現するとするならば、どのような問題を解決しなければならないであろうか。

デジタル資料は変更・改変が容易であるという特徴を持つが、これを新しい「写本」の時代とする見方がある。すなわち「写本」の時代には、一度書き写されるごとに、写し間違い、オリジナル文章の付加、とぼし書きなどによってオリジナルの著作が生まれていた、という状況がインターネット上にアップロードされた著作が第三者によって自由に書き換えられる可能性を含んでいることになぞらえられる。<sup>22)</sup>

ここでは「版」の問題に限定して考察する。

まずオリジナル著作について見た場合、抽象的概念としての著作を著者本人が改訂するケースについてであるが、記述目録法においては「版」の違いととらえられている。これを電子図書館に置き換えた場合、ネットワーク上の資源は従来の紙媒体での出版形態に比べて、改訂が非常に簡便に行える。このことはインターネット上で見られるホームページの改訂が頻繁に行われていることから容易にうかがわれる。このような情報源の異版に対して従来どおりの方法をあてはめるとすると、どの部分に異版であることが表記されていけばよいと考えるのか、どの程度の改訂を版違いと考えるのか、等々疑問は尽きない。実際に異版の表記がなされるかどうかすら疑問である。またあてはめられないとするならば、加えられた修正・削除等の変化をビット数などの情報によって機械的に読み取り、一字一句の違いまでもすべて異版と考えるのか、という問題が生ずる。これを推し進めていくと、情報源の版をネット上に掲載された年月日および時間、分、秒単位で把握するしかなくなるであろう。こうした情報源をN個のファイル単位でとらえ、ファイルの容量(ビット数)の変更に注目して、エージェント・ソフトウェアでその差分ファイルを収集する仕組みは多くの検索エンジンで導入されている。<sup>23)</sup>

次に、二次的著者によって新たな「版」が作成される場合について考えてみる。従来これらの作業に携わるのは大部分、訳者、校閲者、校訂者などそれを生業とする人々であったが、電子図書館においてはその範囲はさらに広がり、個人によって注釈が自由に加えられる可能性も出てくる。

研究者の解釈や注釈などもエンコードし、テキストに付加するしくみとしてTEI(Text Encoding Initiative)がある。これは「電子媒体にのったテキストをこれまでの印刷本以上にダイナミックに行き渡らせるための革新的な試み」である。ここでは、テキストの多様なバリエーションを扱うために“VAR”というエレメントが用意されているほか、ひとつのテキストに存在する複数の階

層を宣言するために“CONCUR”というエレメントも提供されている。<sup>24)</sup> しかしながらこれもまた進化の途上にあり、テキストの各パーツの多様な出現順序に対応できていない点、脚注の処理などに問題がある点、今後音や画像をも取り込む方向での発展が予想される点、など改善、改訂がまだまだ続くと考えられる。<sup>25)</sup>

次に編集・出版の立場から考えてみよう。編集者や出版者の役割は、抽象的概念を具現化させた著作——たとえば原稿用紙の手書きもあれば、ワープロファイル、MIDIファイルなど様々である——を何らかの「容器」に定着させることである。このように、電子図書館のようなデジタル環境においては著作の「版」管理は一層複雑となる。

なお、デジタル異版を表現する可能性についても見ておくことにする。

デジタル形態のテキストを構造化するものに、HTMLとSGMLというタグ付け言語があるが、HTMLは表示のみを定義するものであり、構造を定義しているのはSGMLである。<sup>26)</sup> このSGMLで前述のようなデジタル異版はどのように表現されるのであろうか。

拡張コードとして“VAR”、“CONCUR”などがあるが、このコードは「拡張する」ということ以外何も規定しておらず、どのようなコードを用いて拡張するかは任意規定となっている。したがって、作成者によって全くまちまちのコードが作られる可能性がある。将来的にそれらを統合し、データ交換する際の大きな障害となることは避けられないであろう。

#### 4.3 著作権使用契約に基づく利用管理と課金情報管理

ここでいったん著作権典拠管理に際して必要な著作の単位が定まると仮定し、さらに一步進めてそれらのコンテンツについて使用契約を結んだ場合の利用管理および課金情報管理について考えてみたい。

図書館が利用管理を行うにあたって考慮されるべき著作権者の権利は複製権、上映権などの支分権の束としての著作権と、公表権、氏名表示権、同一性保持権から構成される著作者人格権の二つに大別される。著作権はすなわち財産権であり他人に譲渡可能であるが、著作者人格権は譲渡することはできない。

これらの権利に関して管理委託されるケースは主として二つありうる。ひとつはすべての権利について管理委託されるケース、もうひとつは財産権のみについて管理委託されるケースである。すべての権利について管理委託される場合でも、もともと著作者人格権は他人に譲渡することができないので、委託されるのは財産権の管理のみであるが、二つめのケースと異なるのは著作権者が著作者人格権を発動しない意味が含まれている点にある。したがってこの場合、著作権とは著作者の報酬請求権である、と読み替えてよい。このような著作物の著作権典拠管理にあたっては、利用要求があった場合に契約に応じて適切な報酬が著作権者に支払われるような仕組みを整えておけばよいことになる。図書館としては、どのようなエンドユーザーがどのような利用をした場合にどのように支払いをするかを予め決めておけばよい。

これに対して二つめのケースでは純粋に財産権のみが管理委託されているのであるから、利用に際してはまず著作権者の許可を得ることが必要である。したがって第一に「著作権台帳」に記載されている情報、あるいは現在文化庁で検討中のJ-CISのような著作権情報が提供されなければならない。これによって許可を得べき著作権者を探し出し、交渉した上で許可が得られた場合にのみ、経済処理へと移行することができる。利用者がマルチメディアソフト製作者のように利用目的や態

様が予めはっきりしている場合はよいが、図書館のようにさらにエンドユーザーを抱えている場合には難しいと考えられる。

このような利用管理の大筋は3.5で述べたように、利用者情報とコンテンツ契約情報をテーブル上でマッチングさせることにより実現可能である。契約情報には、著作権管理IDとともに、著作権情報、著作権保有者情報、管理者情報、許諾条件、有効期限、契約変更履歴等が含まれるであろう。許諾条件はさらに利用権、複製権、修正権等の権利の種類や、対象利用者、課金の有無などによって細分化される。

課金については、1) 全く無料の方法、2) バナー広告を取り入れることにより無料を実現する方法、3) 定額制課金、4) 従量制課金、5) 定額制課金と従量制課金の組合せ、の5つのモデルが考えられる。3)～5)では支払いに電子マネーを導入することになるだろう。電子マネーの利用にあたっては、セキュリティを確保するための暗号化技術が重要な鍵となるが、同時に電子マネー利用時に匿名性が保障されることが不可欠である。ただし、匿名性の保証と、必要時の追跡可能性をどのような仕組みで可能とするのかは別途問題として残っている。誰が、どうした社会的手続きを経れば追跡可能とするのかなど、問題は多い。

そしてこのような管理の仕組みもまた決して十分なものとは言えない。

ひとつにはここで前提としている著作単位の問題がある。電子図書館においては情報が「モノ」に依存しないため、利用の単位は利用者側から見れば無限に自由に設定可能である。最も極端なところでは、情報の利用をビットに還元してしまうことも考えられる。しかしこの方法では情報の利用を量のみ置き換えることになり、たとえば工業製品のマニュアルと文学作品を同じものさしで計ることになってしまい、「中身の価値を全く無視してしまう」という不都合が生じる。文学作品同士でも、小説と詩とは異なるはずである。だからといって、著作ひとつひとつについて個別処理を行うこともまた不可能である。最終的には著作をその性質によっていくつかのグループに分けることで対応せざるをえないだろう。

また素材に手を加えたり、複数個の素材を収集してデータベースを作成するなどの二次加工によって権利が複数階層化している場合、その管理の仕組みは一層複雑になるだろう。二次的著作物の頒布のされ方についても、この仕組みの中では十分に規定できていない。また契約条件の細分化が進みすぎると管理コストの増加を招く恐れも出てくる。

これらの問題を解決していかなければ効果的な著作権典拠管理ファイルを維持することはできないであろう。

## 5 おわりに

以上において、電子図書館における著作権典拠管理の仕組みと課題について見てきた。著作権管理は著作構造の把握と、利用管理の両面で複雑さを有しているが、これらを可能な限り標準化していく試みが今後必要となるであろう。

法制面では、1996年12月に締結されたWIP0二条約に対応して、日本国内の著作権法の改正が1997年6月に実施された。改正点は、「インタラクティブ送信」に係る周辺の用語の整理、送信可能化に関わる権利、コンピュータ・プログラムの同一構内におけるネットワーク利用、等であった。これによって従来不透明であったネットワーク上の利用に関して一歩前進したとすることができる。しかしながらデジタル・コンテンツの利用に際しての「一時的蓄積」に関連した「複製権」問題<sup>27)</sup>をはじめとして、法の積み残し課題は多く、当面は当事者間の契約により履行されていく部分も

多いと考えられる。図書館界は利用者を代表するひとつの機関として、積極的意見の表明と合意形成への寄与が期待される場所である。<sup>28)</sup>

(注および引用文献)

- 1) 岡本薫は1996年12月に採択された「WIPO著作権条約」の交渉経過を紹介する中で、次のように指摘している。

現在検討すべき課題は「マルチメディア」などと呼ばれる「物」への対応ではなく、「デジタル化、ネットワーク化」という広範な「現象」への対応である(後略)

(岡本薫「デジタル化」「ネットワーク化」と著作権」『大学図書館研究』51, 1997.7, p.4)

- 2) たとえば、奈良先端科学技術大学院大学の電子図書館構築の報告書によれば、出版社等へのデジタル化の申し込みにに対する回答は、次のとおりである。個別交渉方式による許諾の道は遅々としたものがある。

平成9年6月1日現在

	申し込み	許諾	許諾率
図書	260冊	56冊	21.5%
雑誌	237誌	139誌	58.6%
ビデオ	35タイトル	4タイトル	11.4%

(シリーズ)

出典:『電子図書館レポート'97』奈良先端科学技術大学院大学附属図書館, 1997, p.42-43.

- 3) たとえば、「電子図書館とマルチメディア・ネットワーク」(日本図書館協会, 1996)の用語解説では電子図書館は次のように説明されている。

#### 電子図書館

情報の収集(アクセスの保証も含む)・蓄積・提供機能としての図書館の各種機能をコンピュータに実装し、ネットワークを介してサービスを提供しようとするもの。各種の利用者支援サブ機能も合わせて追及されている。情報の形態に力点をおくと、ビット情報であることに注目してデジタル図書館(digital libraries)とも呼ばれる。仮想図書館(virtual libraries)は、ネットワーク情報資源(networked information resources)があたかも一つの図書館に見えるというアナロジーから呼称される。電子図書館は巨大な単館として成立するよりも、ネットワーク上の分散型電子図書館(distributed digital library)とする考えもある。ネットワークを介した自動的ドキュメント・デリバリー(document delivery)サービスをその萌芽とする見方もある。電子図書館においては、伝統的な著者、出版社、取次、書店、図書館、利用者の情報連鎖の変化や、役割の変容の指摘もある。また技術上から見て、図書館と公文書館、美術館、博物館などの類縁機関の融合も考えられる。さらには、出版、放送、通信、また、販売、金融などの社会的役割の変化・融合を指摘、模索する動向も存在する。図書館にとって、近代印刷術の発明・普及にまさるとも劣らない大きな変化をもたらす潜在力を、コンピュータとネットワークによるデジタル革命は秘めている。

- 4) 法制面からは知的所有権法全般、特に著作権法を軸として論議が様々にある。また技術的側面からの言及は、電子図書館の課金の範囲をはるかに越えて、実社会においての各種ネットワーク商取引の実用化への基礎技術開発、提案に進展している。
- 5) 現在、以下の条文に掲げられているように、図書館法(昭和25年4月30日法律第118号;最終

改正昭和60年7月12日法律第90号)のもとに公立の図書館のみが無料原則を持っている。

第17条 公立図書館は、入館料その他の図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

なお、現在図書館法改訂の動きの中で、「無料原則」等の法改正が検討されていることも見逃してはならない。(「第5回日図協全部会長・委員長会議開催——図書館法をめぐる熱心な討議——」『図書館雑誌』vol.92, no.1, 1998.1, p.5

- 6) コンピュータ・テクノロジーの用語としては「ファイル」ではなく「データベース」が適切であるが、図書館界において一般に用いられる「著者名典拠ファイル」等の語に従い、ここでは「ファイル」を用いた。
- 7) 北克一, 村上泰子「著作権と図書館サービス: マルチメディア資料をめぐる」『図書館界』Vol.49, no.2, 1997. 7, p.517-523
- 8) 著作権保持者の概念は欧米においても英米法と大陸法とで大きく枠組みが異なる。たとえば、仏法では歴史的経緯から「Privilege (出版特権)」として原著作者が意識されており、英米では「Copyright (複製権)」として、頒布・流通の権利が重点にある。
- 9) なお、このネットワーク・プロバイダーは図書館に関していえば、たとえば県立図書館からその設置自治体まで様々なレベルが考えられるし、現に一部自治体では運用を行っている。このことの評価、是非はここでは取り上げない。
- 10) マルチメディア記述情報はタイトルや責任表示といったいわゆるアクセスするために必要な書誌情報であり、コンテンツ再生のための属性情報とは、再生機器やOSの種類、ハードディスクやメモリの容量など、アクセスしたあとに必要となる情報である。
- 11) たとえば次のシンポジウムがこれらを取り上げている。  
「パネル討論: エレクトロニック・コマースの法的課題」『第2回電子化知的財産・社会基盤研究グループ研究報告』1997.10.7
- 12) 電子マネーの類型としては、
  - a. 電子決済型  
小切手方式、クレジット方式、デビット方式など
  - b. 電子現金型  
ICカード方式とネットワーク方式などが挙げられる。いずれにせよ、利用者のプライバシー保護と不正利用対策の二つが重要な課題である。
- 13) 電子透かし技術の要件としては次の3つがある。
  - 技術的要件
    - 処理耐性
    - 攻撃耐性
    - コンテンツ品質
  - システムの要件
    - 電子透かし技術はコピープロテクト技術ではない。
    - 著作権管理/不正使用監視システム
  - 法的要件
    - 電子透かし情報の証拠能力

- 14) 出版社や編集者は著作権法上は未設定であるが、「版面権」や「デジタル化権」などの権利を主張している。これは著作権とは別途の、レイアウト、紙、装丁、活字などデザイン面に関わる権利主張である。レイアウト、装丁などのデザイン性については異論のないところであろうが、文字のデザインは一般には著作権法で保護される範囲からは除外されており、工業所有権や意匠権の領域である。しかし装丁家として著名な平野甲賀氏の作り出す活字のように、活字といえどもデザイン性を多く内包するケースがありうる。DTP用のフォントに関しても、アルファベットに比べて圧倒的に文字数の多い日本語用のフォント作成には莫大な労力と時間が必要なことから、独自の倫理綱領が発表されている。また、欧米の一部の国では文字デザインの権利と保護が打ち出されているようである。（「文字とコンピュータ：写研、モリサワ——DTPをめぐる思惑」『ワイアード』3巻10号（1997.10）p.102-107.
- 15) 書誌単位に関する様々な議論については次の文献に詳しい。  
志保田務「書誌記録の単位・レベル：議論の蓄積とその意義」『TP&Dフォーラムシリーズ：整理技術・情報管理等研究論集』1, 1992, p.4-27.
- 16) International Federation of Library Associations "International Conference on Cataloguing Principles, Paris, 9th-18th October, 1961 : report", London : Organizing Committee of the International Conference on Cataloguing Principles, 1963, p.26.  
なお、ここでは主題検索機能については割愛する。
- 17) Patrick Wilson, "The second objective" In: The conceptual foundations of descriptive catalogings, ed. by Elaine Sveronius, Sandiego, Academic Press, c1989, p.5-16. (邦訳：高鷲忠美, 岩下康夫共訳「目録の第2番目の目的」『整理技術研究』29, 1991, p.41-52.)
- 18) 固有名称も挙げられるがここでは考察から除外した。
- 19) NCRもAACR2もそのような規定をもっていない。たとえばAACR2Rを基盤としているOCLCも、NAC SIS-CAT もそれぞれ独自の統一タイトル典拠管理ファイルを維持しているが、標目および参照形そのものとそれぞれの作成根拠との間に関係構造を持っていない。
- 20) 実際に音楽目録の世界ではたとえば次の文献に見られるようにP この問題に日々頭を悩ませている。  
松浦淳子「OPACにおける典拠コントロールの重要性」（松下鈞編『電子化される情報と図書館：日米図書館会議1996会議録』p.75-87.）
- 21) Barbara B. Tillett, "Bibliographic relationships: toward a conceptual structure of bibliographic information used in cataloging" (Ph.D. diss., University of California, Los Angeles, 1987), p.84-121.
- 22) もっとも「写本」の時代と今日との相違は、「写す」ことに伴う時間的、身体的コストが非常に安価になっており、その影響力が圧倒的に大きいことにある。  
最近の例では、新しい記憶媒体DAT(Digital Audio Tape)に対するSCMS(Serial Copy Management System)技術導入に対しての機器メーカーと著作権者団体との交渉経緯を挙げることができる。法的側面から見ると、法実証主義と自然法の考え方による立論の相違であり、現実的妥協として著作権料徴収の実行性をもとに、SCMS技術の導入と便法として機器代金への著作権料の上乗せが行われることになった。
- 23) 現実のネットワーク上の対処は現在、Pull型、Push型の二類型が見られる。Marimba社のCastanetのようなPush型では変更のあった差分ファイルを約束時間に送信する仕組みを持っている。

Cyber Cash社はこのCastanet技術を用いてオンライン料金支払いにおけるリアルタイムな電子決済の実現することを目指している。

- 24) 根岸正光, 石塚英弘「SGMLの活用」(総合マルチメディア選書)第6章「テキストデータベースとTEI」オーム社, 1994, p.117-141.
- 25) 1997年11月9日にW3CによってSMIL (Synchronized Multimedia Integration Language) が提起された。これはWWW上のテキスト, 音声, 静止画, 動画などを組み合わせて利用するための言語であり, 注26) に挙げるXMLのサブセットである。
- 26) 構造と表示を同時に扱う構造化言語としてのXML (eXtensible Markup Language) について, 1997年12月8日W3C勧告案が提示されている。
- 27) WIPO議長案の段階では, 一時的複製も複製権の及ぶ範囲とすることが明言されていた。しかしながら, その範囲をめぐる, 表現方法も含めて議論が紛糾し, 最終的には条約から削除された。当初ほとんどの国が「一時的複製」も「複製」に含めるべきであるとの考えを表明していたが, 実際のところCDプレイヤーにおける再生時の複製, ネットワーク送信におけるルータでの複製, など一時的複製に含めて考えにくいものもあり, これらを条文においてどのような表現によって「除外」するかについて結論には至らなかった。今後はその解釈をめぐる国際間で紛争が起こる可能性もはらんでいる。
- 28) たとえば情報規格調査会SC29専門委員会により, 「MPBG-4著作権識別・管理機能標準化説明会」が1998年1月8日に開催されている。残念ながら日本のデジタル図書館メーリング・リストにはポストがなかった。

#### 関連ドキュメント

ISOホームページ <http://www.iso.ch/>

MPBGホームページ <http://www.cselt.it/mpeg/>

(きた かついち)

(むらかみ やすこ)